

日本脳炎:特例対象者
平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれ

注意
平成22年3月31日までに1期を接種したことがあるかどうかによって、1期初回2回目と1期追加までの期間が異なります。

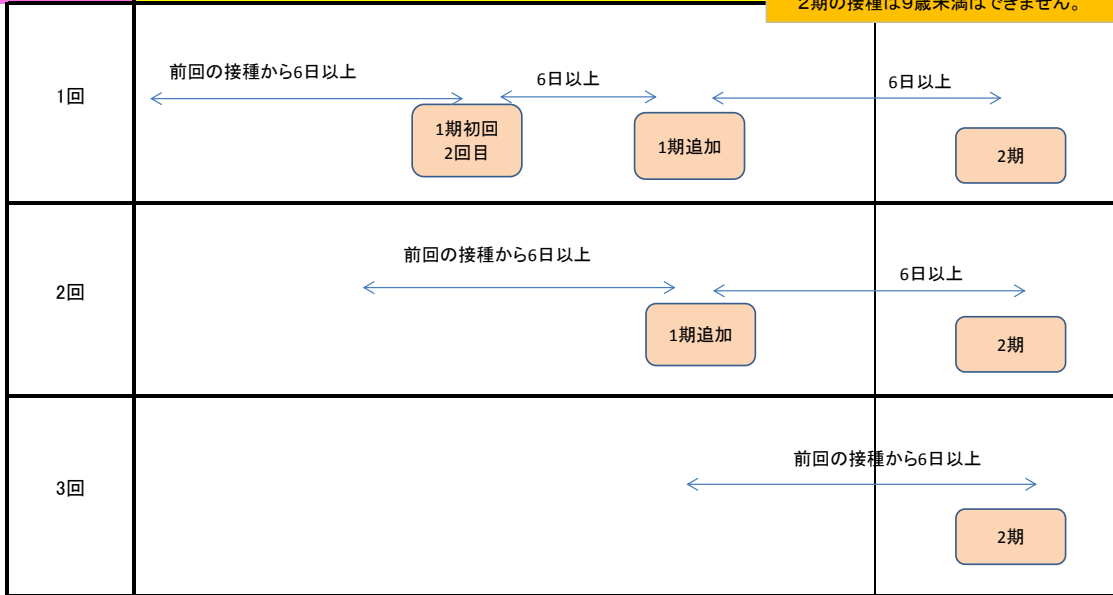
◇接種間隔の起算日は接種した日の翌日です。
◇対象者、年齢、間隔は定期予防接種として予防接種関連法令に定められたものです。

平成22年4月1日以降も含めた1期の接種回数

平成22年3月31日までに1期が終了しておらず
生後6ヶ月～90ヶ月に至るまで 又は 9歳以上13歳未満

9歳以上13歳未満

2期の接種は9歳未満はできません。



平成22年4月1日以降の接種回数

平成22年3月31日までに1期の接種を全く受けていない9歳以上13歳未満

